

医推第3517号
令和6年4月1日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会長 } 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

「新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読替えについて」の廃止について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、巡回診療（巡回検診を含む。以下同じ。）及び医療機関外の場所で行う健康診断（以下「巡回診療等の事業」という。）については、令和4年2月9日付けで厚生労働省医政局総務課から「新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読替えについて」の事務連絡があり、本県では令和4年3月7日付け、医推第3576号「新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読替えについて」（保健福祉部医療推進課長通知）において、その読替えを適用した新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における巡回診療の臨時的・特例的な取扱いを行っています。

このたび、厚生労働省から別添「新型コロナウイルス感染症の特例的な財政支援の終了等に伴う関係事務連絡の廃止について」の事務連絡が発出され、これにより「新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読替えについて」令和4年2月9日付け事務連絡が令和6年4月1日付けで廃止されたことに伴い、令和4年3月7日付け、医推第3576号「新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読替えについて」（保健福祉部医療推進課長通知）を令和6年4月1日付けで廃止することとしましたのでお知らせします。

つきましては、御了知いただくとともに、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、今後の手続きについては次のとおりです。

また、本通知につきましては、下記のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 今後の手続きについて

巡回診療等を県内で行おうとする場合は、その場所を管轄する保健所に対して事業計画書の提出等の手続きを行うこと。

また、巡回診療等を県外で行おうとする場合は、その場所を管轄する都道府県の医務主管課に窓口等を確認のうえ、手続きを行うこと。

なお、手続きについては、下記通知を参照すること。

2 掲載ホームページ

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/913703.html>

(巡回診療等の取扱いに係る通知)

- ・巡回診療の医療法上の取り扱いについて
(昭和 37 年 6 月 20 日医発第 554 号厚生省医務局長通知)
- ・医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて
(平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知)

(廃止された通知)

- ・新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読替えについて
(令和 4 年 2 月 9 日厚生労働省医政局総務課事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読替えについて
(令和 4 年 3 月 7 日医推第 3576 号岡山県保健医療部医療推進課長通知)

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症の特例的な財政支援の終了等に伴う関係事務連絡の廃止について (周知)
(令和 6 年 3 月 25 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部外事務連絡)